



**JASDAQ**

平成 24 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・テイスト  
代表者名 代表取締役社長 稲吉 史泰  
( J A S D A Q ・ コード番号 2694 )  
問合せ先 執行役員管理本部長 岩崎 友也  
( TEL. 022 - 762 - 8540 )

### 過年度決算の訂正についてのお知らせ

今般、当社の過去の決算において、一部の会計処理の訂正を要する可能性のある事象が判明いたしました。下記経緯により、当社は、過去の会計処理の妥当性について、社外の専門家である弁護士、公認会計士から成る調査チームを設置して調査を進めてまいりました。本日、平成 24 年 10 月 22 日開催の臨時取締役会において、調査チームの調査結果の報告を行い、平成 22 年 3 月期 第 1 四半期より現在までの決算の訂正をすることについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 経緯

当社は、平成 21 年 4 月 1 日に「株式会社グローバルアクトの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社の関連会社でありました株式会社グローバルアクト（以下、「グローバルアクト」といいます。）の株式を取得し、連結子会社化しました。今般、グローバルアクトの株式を取得した際の会計処理（以下、「本件会計処理」といいます。）を含む平成 22 年 3 月期会計処理の適否及びこれに関連する過年度有価証券報告書等の開示書類の記載内容の適否等につき、証券取引等監視委員会より、疑義が呈されました。

これを受けて、当社は、専門的・客観的な見地から、本件会計処理に係る事実関係を調査し、それによって判明した事実関係に基づく会計処理の適正性・妥当性に関する評価を行うことを目的に、社外の専門家である弁護士、公認会計士から成る調査チームを設置して、調査を進めてまいりました。今般、調査チームより、その調査結果につき別添報告書にて報告を受けましたところ、それによれば、本件会計処理については修正するのが望ましいとのことでした。すなわち、当社は、平成 18 年 10 月 16 日、グローバルアクト（当時の商号は株式会社江戸沢）を連結子会社化し、平成 19 年 3 月期に連結財務諸表を作成しましたが、平成 19 年 5 月 1 日、グローバルアクトが株式会社ダイニング企画を吸収合併したことに伴い、グローバルアクトは当社の連結子会社ではなくなりました。そのため、当社は、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期には連結財務諸表を作成しておらず、平成 21 年 4 月 1 日にグローバルアクトの株式を取得し再度連結化し本件会計処理をいたしました。本件会計処理においては、当社は全てのグローバルアクトの株式を新規に取得したものとみなして会計処理を行いました。これにつき、調査チームによる調査結果においては、「平成 19 年 3 月期に作成された連結財務諸表との整合性、及び、連結財務諸表を作成していない期間における関連会社に対する投資損益等の期間配分を重視する立場からは、資本連結手続において、持分法による投資損益等の累計額を反映した投資額を用いる方が望ましいと考えられる。連結財務諸表を作成しない期間を経て、再度連結する場合の会計処理については、会計基準等において詳細に定められていないため、複数の会計処理が想定され得るが、このような場合においては、経済実態を最も適切に反映する会計処理を選択することが望ましいと考えられ、「企業会計原則 第一 一般原則」の第 1 項が求める“真実な報告”に合致しているものと考えられる。」とされ、本件会計処理については修正するのが望ましいとの結論が示されました。

当社としては、上記調査チーム設置の経緯にかんがみ、その調査結果を受け、本日開催の臨時取締役会において、本件会計処理に関連して、平成 22 年 3 月期 第 1 四半期決算より現在までの決算の訂正をすることについて決議いたしました。

## 2. 今後の対応について

当該事象による影響について、社内による調査は概ね終了しており、調査結果について会計監査人との協議を行い過年度決算の訂正を行ってまいります。また、具体的な数値が判明次第、適時に開示を行なってまいります。

株主、投資家及び取引先の皆様をはじめ、関係各位にはご迷惑をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

以 上

別 添

平成 24 年 10 月 22 日

株式会社ジー・テイスト 御中

## 調査報告書

株式会社ジー・テイスト 調査チーム

弁護士 梅林 啓

弁護士 渋谷卓司

公認会計士 高岡俊文

## 第1 当調査チームの概要

### 1 当調査チーム設置の経緯

株式会社ジー・テイスト調査チーム(以下「**当調査チーム**」という。)は、株式会社ジー・テイスト(以下「**ジー・テイスト**」という。)からの依頼により、ジー・テイストが2009年度(平成21年度)に実施した、株式会社グローバルアクト(以下「**グローバルアクト**」という。)の連結子会社化(以下「**本件連結化**」)及び合併に係る会計処理を中心とする2009年度(平成21年度)会計処理の適否等につき、証券取引等監視委員会による調査がなされていることを受け、専門的・客観的な見地から、上記会計処理に係る事実関係の調査、及び調査によって判明した事実関係に基づく会計処理の適正性・妥当性に関する評価を行うことを目的に設置された。

### 2 当調査チームの構成

当調査チームの委員は次のとおりである。

弁護士 梅林啓(西村あさひ法律事務所)

弁護士 渋谷卓司(西村あさひ法律事務所)

公認会計士 高岡俊文(株式会社KPMG FAS)

### 3 当調査チームによる調査方法及び調査内容

#### (1) 調査方法

当調査チームは、上記1の目的を達成するために必要な調査として、関係資料の精査並びにジー・テイストの役員及び従業員等の関係者に対するヒアリングを行った。

#### (2) 調査内容

##### ア 関係資料の精査

当調査チームは、ジー・テイスト及び関係者から当調査チームに対して任意に開示された関係資料の精査を行った。

具体的には、2009年(平成21年)4月1日に実施された本件連結化の際のグローバルアクトののれんに係る会計処理(以下「**本件のれん処理**」という。)についての経理関係書類、本件のれん処理の経緯等に係る社内外の連絡メール等を含む関係資料

の精査を行った。

#### **イ ジー・テイストの役員、従業員等の関係者に対するヒアリング**

当調査チームは、本件のれん処理に関する事情を特によく知るとされるジー・テイスト役職員及び会計監査人合計 3 名に対し、ヒアリングを行った。

## 第2 事実関係と評価

### 1 本件のれん処理に係る事実関係

当調査チームが行った調査の結果、認定した事実関係は以下のとおりである。

#### (1) ジー・テイストによるグローバルアクト株保有及びそれに伴う財務諸表の記載に係る事実経過

- ・ ジー・テイストは、2006年(平成18年)10月16日、グローバルアクト(当時の商号は株式会社江戸沢)株 57.06 パーセントを、公開買付けにより、約14億9000万円で取得し、グローバルアクトを連結子会社化した。その際、ジー・テイストは、のれんとして約3億6000万円を計上した。
- ・ グローバルアクトは、2007年(平成19年)4月1日クラージュ株式会社を、同年5月1日株式会社ダイニング企画を、順次吸収合併した。その結果、ジー・テイストのグローバルアクト株の持株比率は34.5パーセントに減少する一方、ジー・テイストの親会社であり、かねてよりダイニング企画株を保有していた株式会社ジー・コミュニケーション(以下「**ジー・コミュニケーション**」という。)が持株比率を増加させてグローバルアクトの筆頭株主となった。これにより、グローバルアクトは、ジー・テイストの連結子会社ではなくなった。
- ・ ジー・テイストは、グローバルアクト以外に連結子会社を有していなかったことから、グローバルアクトが連結子会社でなくなった後に作成された2008年(平成20年)3月期及び2009年(平成21年)3月期における各有価証券報告書においては、いずれも、連結財務諸表を作成しなかった。
- ・ ジー・テイストは、上記各有価証券報告書において、「財務諸表等規則」に則して、グローバルアクトにつき、関連会社として、持分法を適用した場合の投資損益等を注記していた。2009年(平成21年)3月期有価証券報告書の注記においては、同期末にジー・テイストが保有していたグローバルアクト株37.67パーセントの持分法による投資評価額は、取得後の減損及び償却処理等により、約4億5000万円となっていた。
- ・ ジー・コミュニケーションは、その資金繰りのため、保有するグローバルアクト株を売却することとし、ジー・テイストは、2009年(平成21年)4月1日、これを約7億7000万円で取得することとなった。上記取得により、ジー・テイストのグローバルアクト株の持株比率は65.52パーセントに上昇し、ジー・テイストは、グローバルアクトを再び連結子会社化することとなった。これが、「本件連結化」である。
- ・ ジー・テイストは、上記追加取得の際、資本連結手続において、以下の会計処

理、すなわち、本件のれん処理を行い、これに基づき、2010年3月期第1四半期報告書を作成した。

(借方)	資本金	7億3309万円	(貸方)	子会社株式	14億9028万円 <sup>1</sup>
	資本剰余金	8億1975万円		子会社株式	7億7001万円 <sup>2</sup>
	利益剰余金△	2億0537万円		少数株主持分	4億1307万円
	のれん	13億4942万円		評価差額	1370万円
				自己株式	981万円

- ・ ジー・テイストは、2009年(平成21年)8月1日、グローバルアクトを吸収合併した。

## (2) ジー・テイストにおける本件のれん処理に関する検討状況

- ・ ジー・テイストは、本件連結化及び合併につき検討する過程で、その際の会計処理について、会計監査人である監査法人に相談したほか、かつて同監査法人においてジー・テイストの監査を担当していた公認会計士に相談していた。
- ・ 同監査法人は、2009年(平成21年)3月ころ、ジー・テイストに対し、経理担当社員を通じ、本件のれん処理と基本的に同旨の会計処理が妥当と思われる旨の見解を示していた。
- ・ これに対し、上記公認会計士は、そのころ、ジー・テイスト担当役員に対し、ジー・テイストがかつてグローバルアクトを連結子会社とする連結財務諸表を作成していたことにかんがみ、2009年(平成21年)4月1日に本件連結化をし、新たに連結財務諸表を作成するに当たり、持分法による投資損益等を反映させる必要があるのではないかとの見解を伝えた。上記見解に従うと、2009年(平成21年)4月1日の追加取得以前に保有していたグローバルアクトの簿価は、取得原価ではなく、持分法による投資評価額である約4億5000万円となることから、本件連結化に伴って計上されるのれん額は約3億円となる。
- ・ 上記担当役員は、上記2つの会計処理のいずれも会計処理としてあり得るものだとすれば、ジー・テイストにとって好ましい内容となる方を採用したいとの考えの下、グローバルアクトとの合併時の会計処理も踏まえて検討した結果、最終的に、本件のれん処理を採用することとした。すなわち、本件連結化の際ののれん額は、本件のれん処理に従えば約13億円となるのに対し、上記公認会計士の見解に従えば約3億円となる。差額の約10億円分は、本件のれん処理に従えばのれん(資産)として償却処理により複数年かけて損失化されるのに対し、上記公認会計士の見解に従えば2010年(平成22年)3月期の損失として計上されることに

<sup>1</sup> 2006年(平成18年)10月16日取得額(個別貸借対照表上の投資原価)である。

<sup>2</sup> 2009年(平成21年)4月1日取得額(個別貸借対照表上の投資原価)である。

なる。つまり、2010年(平成22年)3月期の損益計算書の内容及び同期決算予想の内容がよくなるのは本件のれん処理の方であり、上記担当役員は、対金融機関の観点から、2010年(平成22年)3月期の損益計算書の内容をよくしたいと思い、本件のれん処理を採用することとした。

## 2 本件のれん処理の妥当性に対する評価

上記1の事実関係を前提に、本件のれん処理の妥当性に関する当調査チームの評価は、以下のとおりである。

- ・ 本件のれん処理は、ジー・テイストが、2010年(平成22年)3月期第1四半期において、既に2007年(平成19年)3月期に取得していた株式も含めた全てのグローバルアクト株を新規に取得したものとみなして、個別貸借対照表上の投資原価を用いて会計処理を行ったものであるところ、当該処理は「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針(2008年(平成20年)3月25日改正)」(以下「**実務指針**」という。)第8項<sup>3</sup>の前段部分に則したものであると考えられる。
- ・ 関連会社が連結子会社となった場合には、本来であれば、実務指針第8項の後段にあるとおり、それまでに計上された持分法による投資損益等を反映させる必要があるが、連結財務諸表を作成していない場合は、それまでに計上された持分法による投資損益等が存在しない(「注記」は行っているが「計上」は行っていない)という解釈も考えられる。
- ・ 一方で、本件のれん処理は、ジー・テイストが全てのグローバルアクト株を新規に取得したものとみなして会計処理を行ったことにより、過去にのれん計上されたものの、その後減損及び償却処理されたものが再度のれんとして計上されることになるため、2010年(平成22年)3月期第1四半期の会計数値が歪になっている<sup>4</sup>。
- ・ 2007年(平成19年)3月期に作成された連結財務諸表との整合性、及び、連結財務諸表を作成していない期間における関連会社に対する投資損益等の期間配分を重視する立場からは、資本連結手続において、持分法による投資損益等の累計額を反映した投資額を用いる方が望ましいと考えられる。
- ・ 連結財務諸表を作成しない期間を経て、再度連結する場合の会計処理について

<sup>3</sup> 実務指針第8項は「資本連結手続において相殺消去される親会社の投資額は、個別貸借対照表の投資原価である。ただし、関連会社が連結子会社となった場合には、連結貸借対照表上、当該投資原価に、それまで計上された持分法による投資損益等の累計額を加減した金額となる。」と規定する。

<sup>4</sup> 2010年(平成22年)3月期第1四半期の連結当期純損益が約1億1977万円の赤字であるにもかかわらず、2009年(平成21年)3月期末の連結純資産金額(持分法の注記情報により試算した参考数値)に比べ、2010年(平成22年)3月期第1四半期の連結純資産金額は増加している。



は、会計基準等において詳細に定められていないため、複数の会計処理が想定され得るが、このような場合においては、経済実態を最も適切に反映する会計処理を選択することが望ましいと考えられ、「企業会計原則 第一 一般原則」の第 1 項が求める“真実な報告”に合致しているものと考えられる。

### 3 本件のれん処理を行うに当たっての虚偽性の認識の有無について

上記 2 のとおり、そもそも、ジー・テイストが行った本件のれん処理は、実務指針等に照らして明確に誤っていると断定することは困難であることに加え、現実に、本件のれん処理の検討過程において、ジー・テイストが見解を聴取していた監査法人、上記公認会計士の間でも見解が分かっていた場面が存在したことに照らせば、ジー・テイストにおいて、当時、本件のれん処理が、会計処理上誤り、又は適正でないものであるとの認識を有した上で、当該処理を行ったものとは認め難い。

ただし、上記 2 のとおり、本件において、経済実態をより適切に反映する会計処理は、持分法による投資損益等の累計額を反映した投資額を用いる処理であり、これを選択することが望ましいものと考えられる以上、上記虚偽性の認識がなくてもなお、本件のれん処理については修正をするのが望ましいというのが当調査チームの結論である。

以 上